

JIS

石油燃焼機器用注油ポンプ

JIS S 2037 : 2007

(JHIA)

平成 19 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	蔵本 一也	社団法人消費者関連専門家会議
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政章	株式会社西友
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 38.12.1 改正：平成 19.3.20

官 報 公 示：平成 19.3.20

原 案 作 成 者：財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
4 品質性能	2
5 構造	3
5.1 一般構造	3
5.2 手動式ポンプの構造	3
5.3 電池式ポンプの構造	3
6 寸法	4
7 外観	4
8 材料	5
9 加工方法	5
10 試験方法	5
10.1 試験条件	5
10.2 漏れ試験	5
10.3 始動回数試験	5
10.4 流量試験	6
10.5 揚程試験	6
10.6 接合試験	7
10.7 プラスチック材料の耐油性試験	7
10.8 接続部の耐油性試験	8
10.9 疲労試験	8
10.10 低温試験	8
10.11 曲げ試験	8
10.12 低電圧による流量変化率試験	8
10.13 操作試験	9
10.14 絶縁抵抗試験	9
10.15 転倒試験	9
10.16 耐圧試験	9
10.17 自動停止試験	9
10.18 自動停止装置の耐久性試験	9
10.19 給油口口金との着脱耐久性試験	10
10.20 寸法	10
11 検査	10

	ページ
11.1 型式検査	10
11.2 製品検査	11
12 製品の呼び方	11
13 表示	11
13.1 製品の表示	11
13.2 包装の表示	12
13.3 型式検査合格の表示	12
附属書 A (規定) JIS S 2037 (石油燃焼機器用注油ポンプ) の経過規定	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本燃焼機器検査協会(JHIA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2037:1992** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

石油燃焼機器用注油ポンプ

Filler pumps for oil burning appliances

序文

18 リットル灯油缶から灯油を移すのに用いられる金属製の石油燃焼機器用注油ポンプの品質の安定及び標準化を図るため、1963年に **JIS S 2028** (石油燃焼器具用注油ポンプ) が制定された。その後、規格番号及び規格名称が変更され現在に至った。

今回の改正では、この規格の中の単位を SI 単位だけとし、その数値については有効性を失わない範囲で、かつ、従来の規定よりも緩やかにならないように丸めるほか、2005年に改正された **JIS Z 8301** (規格票の様式及び作成方法) に合わせ規格票の体裁、規定を表す言葉の表現形式など改めた。また、製品の表示について、関係する省令及び関係する日本工業規格との整合性の観点から“規格番号”及び“規格名称”を表示するように改めた。

1 適用範囲

この規格は、ポリエチレン缶及びドラム缶の中の灯油を、石油燃焼機器などへ移すために用いる注油ポンプ (以下、ポンプという。) について規定する。この場合、ポリエチレン缶とは、**JIS Z 1710** に規定するものをいう。また、ドラム缶とは、**JIS Z 1601** に規定するものをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

- JIS C 8501** マンガン乾電池
- JIS C 8511** アルカリ一次電池
- JIS K 2201** 工業ガソリン
- JIS K 2203** 灯油
- JIS K 6741** 硬質塩化ビニル管
- JIS K 6761** 一般用ポリエチレン管
- JIS K 6771** 軟質ビニル管
- JIS S 3030** 石油燃焼機器の構造通則
- JIS Z 1601** 鋼製タイトヘッドドラム
- JIS Z 1710** 燈油用ポリエチレンかん